



| | | | |
|------------------|--|------|--|
| 発表項目 (行事名) | 令和元年度(2019年度)第2回北海道食の安全・安心委員会 遺伝子組換え作物交雑等防止部会の開催と傍聴者の募集について | | |
| 記者レクチャー のお知らせ | (実施日時) | 発表者 | |
| | | 発表場所 | |
| 概要 | <p>北海道食の安全・安心委員会遺伝子組換え作物交雑等防止部会を、次のとおり開催します。</p> <p>また、傍聴者の募集を行います。</p> <p>1 令和元年度(2019年度)第2回北海道食の安全・安心委員会遺伝子組換え作物交雑等防止部会</p> <p>(1) 日時 令和2年(2020年)1月9日(木)10時30分～12時00分 (終了時間は予定)</p> <p>(2) 場所 北海道庁本庁舎 7階共用会議室C</p> <p>(3) 出席者 (委員)北海道食の安全・安心委員会遺伝子組換え作物交雑等防止部会委員 (道側)農政部食の安全推進局ほか関係部局職員</p> <p>(4) 議題(予定)</p> <p>ア 「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」に関する道民からの意見聴取等の結果の報告について</p> <p>イ 「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」の施行状況等の点検・検証の論点について</p> <p>ウ 「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」の施行状況等の点検・検証の手順について</p> <p>エ その他</p> <p>2 傍聴者募集について</p> <p>傍聴を希望する方は、「遺伝子組換え作物交雑等防止部会の傍聴希望」と明記のうえ、郵送、FAX又は電子メールのいずれかの方法により、令和2年(2020年)1月6日(月)までに、北海道農政部食の安全推進局食品政策課に申込みしてください。詳細は別紙のとおりです。</p> | | |
| 参考 | 開催及び傍聴者の募集についてはホームページでもお知らせしています。 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/shokuan/gm_iinkaiboutyou.htm | | |
| 報道(取材)に当たってのお願い | 広く道民の方への周知していただくとともに、積極的な取材をお願いします。 | | |
| 他のクラブとの関係 | 同時配付(場所) | | |
| | 同時レク | | |
| 担当(連絡先) | 農政部食の安全推進局食品政策課連携・安全グループ(大脇、平野) TEL 011-231-4111 (内線27-694、27-695) | | |

別紙

令和元年度第2回北海道食の安全・安心委員会遺伝子組換え作物交雑等防止部会の開催及び傍聴者の募集について

令和元年12月23日
北海道農政部食の安全推進局食品政策課

北海道食の安全・安心条例（平成17年北海道条例第9号）第34条に基づき設置された北海道食の安全・安心委員会遺伝子組換え作物交雑等防止部会について、令和元年度第2回の部会を開催しますので、傍聴を希望される方は次の応募方法に従って応募してください。

記

- 1 日 時
令和2年（2020年）1月9日（木）10時30分～12時（終了時間は予定）
- 2 場 所
北海道庁本庁舎 7階共用会議室C
- 3 議 題
 - (1) 「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」に関する道民からの意見聴取等の結果の報告について
 - (2) 「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」の施行状況等の点検・検証の論点について
 - (3) 「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」の施行状況等の点検・検証の手順について
 - (4) その他
- 4 傍聴者の募集
 - (1) 応募方法
傍聴を希望される方は、「遺伝子組換え作物交雑等防止部会の傍聴希望」と明記し、郵送、FAX又は電子メールのいずれかの方法により、郵便番号・住所・氏名・職業及び電話番号・FAX番号を記載の上、下記の申込先に御応募ください。
なお、電話による申込みは受け付けておりません。
 - (2) 締 切 令和2年（2020年）1月6日（月）
 - (3) 募集人数 10名
- 5 傍聴者の決定
傍聴の申込みが多数の場合には、先着順により傍聴者を決定します。傍聴者の方には入場券を送付いたしますので、受付の際に入場券をご提出ください。
- 6 留意事項
傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。
 - (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
 - (2) 会場内では、飲食及び喫煙などはできません。
 - (3) 会場内では、ピラ・チラシの配布、横断幕の提示、ゼッケンの着装などの行為はできません。
 - (4) 会場内では、写真撮影、録画、録音等はありません。ただし、遺伝子組換え作物交雑等防止部会長が認めた場合は、この限りではありません。
 - (5) 会議の秩序を乱したり、議事進行を妨害するようなことはできません。
 - (6) 傍聴される方は、事務局の指示に従ってください。
 - (7) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。

〔 お問い合わせ・申込み先 〕

北海道農政部食の安全推進局食品政策課連携・安全グループ 担当者：大脇、平野
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話：011-231-4111 [内線27-695] / FAX：011-232-7334

E-mail shokuan.jyouhou@pref.hokkaido.lg.jp

食品政策課ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/shokuan/iinkaiboutyou.htm>

「北海道食の安全・安心委員会遺伝子組換え作物交雑等防止部会」について

1 部会設置の目的

本部会は、北海道食の安全・安心委員会から付託された遺伝子組換え作物に関する事項について調査審議するために、「北海道食の安全・安心条例」第34条に基づき設置。

2 部会の構成

| | | |
|------|-------|-------------------------|
| 部会長 | 森 春英 | 北海道大学大学院農学研究院教授 |
| 特別委員 | 愛甲 哲也 | 北海道大学大学院農学研究院准教授 |
| 特別委員 | 金澤 章 | 北海道大学大学院農学研究院准教授 |
| 特別委員 | 久保 友彦 | 北海道大学大学院農学研究院教授 |
| 特別委員 | 平田 聡之 | 北海道大学北方生物圏フィールド科学センター助教 |
| 特別委員 | 船津 保浩 | 酪農学園大学農食環境学群教授 |

3 今回の調査審議事項

「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」の施行状況の点検・検証について

- 「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」の附則において、平成21年から起算して5年を経過するごとに社会経済情勢の変化等を勘案し、条例の施行状況等の点検・検証を実施することを規定していることから、本年度、点検・検証を行うもの。